

○安全性優良事業所表彰における運輸支局長表彰の取扱規程

第1条 安全性優良事業所表彰規程の第6条に定める運輸支局長表彰の取扱規程は、次条以下のとおりとする。

(運輸支局長表彰の基準)

第2条 表彰を受けることができる事業所は、以下の各号の基準を満たしている事業所であることとする。

- 一 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業（以下「Gマーク事業」という。）による安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であること。
- 二 表彰日の直前3年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内で第1当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- 三 表彰日の直前1年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- 四 交通事故防止会議、安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれるものに限る。）、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われている事業所であること。
- 五 デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
- 六 Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。

第3条 当該表彰にあたっては、安全性優良事業所表彰候補推薦取りまとめ書を、運輸支 局に提出させることとする。

第4条 この規程に係る基準の詳細及び提出が必要な書類等は、この規程によるほか、別 に定めるものとする。

(基準日)

第5条 この表彰に係る基準日は、第2条第二号又は第三号に掲げる事項を除き、当該表彰の行われる年度の4月1日とする。

2 前項の基準日から表彰日のまでの間に、第2条第二号又は第三号に該当しないこととなった場合又は該当しないこととなるおそれが生じた場合は、表彰を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。

○実施に係る様式及び記載例等に係る細部取扱について

第1条 安全性優良事業所表彰に係る基準の詳細並びに提出に必要な書類及びその記載例は、以下のとおりとする。

第2条 安全性優良事業所表彰に関する次の表の左欄に掲げる安全性優良事業所表彰に係る推薦取りまとめ書、表彰に係るチェックシート、通知書、説明書、年間計画表、運転者教育台帳、運転者教育記録及び自認書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

第3条 安全性優良事業所表彰に必要な提出書類については、前条に示しているところであるが、現に当該事業所において使用しているものがこれらの様式と同様の内容を含むものである場合は、その写しを持って、これらの様式に定める書類とすることができる。

1. 安全性優良事業所（Gマーク）表彰候補推薦取りまとめ書	第1号様式
2. 表彰に係るチェックシート（地方運輸局長表彰用）	第2号様式
3. 表彰に係るチェックシート（運輸支局長表彰用）	第2号様式の2
4. 地方トラック協会（適正化事業部）が行う直近の認定結果通知書	第3号様式
5. 無事故である旨の宣誓書	第4号様式
6. 運転者教育の実施に関する説明書	第5号様式
7. 年間計画表（地方運輸局長表彰用）	第6号様式
8. 年間計画表（運輸支局長表彰用）	第6号様式の2
9. 運転者教育台帳	第7号様式
10. 運転者教育記録	第8号様式
10. 運輸安全マネジメントの実施に関する説明書	第9号様式
11. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書（地方運輸局長表彰用）	第10号様式
12. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書（運輸支局長表彰用）	第10号様式の2
13. 経営の安定化に関する宣誓書（地方運輸局長表彰用）	第11号様式
13. 経営の安定化に関する宣誓書（運輸支局長表彰用）	第11号様式の2
14. 運転記録証明書の活用についての宣誓書	第12号様式
15. 他団体からの表彰が当該表彰予定の事業所も含む旨の宣誓書	第13号様式

附則

この細部取扱は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。

○安全性優良事業所表彰に係る取り消しに関する規程

第1条 表彰後、地方運輸局又は運輸支局において、提出された書類の中に虚偽により作成された資料が見つかった等の場合においては、表彰を受けた事業所の責任者又は本社の責任者に対し、提出された書類の内容の確認を行った上で、表彰を取り消すことができることとする。

第2条 表彰を取り消した場合は、その旨を公表することとする。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。